



# SMTB

## 厚生年金基金ニュース

(平成25年4月2日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

### 第14回「社会保障審議会年金部会」の概要について

4月1日の第14回社会保障審議会年金部会の概要(厚生年金基金制度の見直し関連)について下記のとおりご案内申し上げます。なお、当日配布された資料(厚生年金保険法等の改正案概要等)や今後の見通しについては4月1日付 厚生年金基金ニュースでご案内させていただいております。

(弊社傍聴者が作成した詳細な議事概要は[こちら](#)。)

【委員の意見(概要) (各意見は時系列に記載しています)】 ※「⇒」以降は事務局(厚労省)の回答

- ✓ 「清算型解散」や「解散命令」において厚労大臣に裁量があるのであれば、第三者委員会の解散意見があっても必ずしも解散に結びつかないことも出てくるのではないかと。  
⇒ 厚労大臣による解散命令は現行法でも「できる」という規定。ただし、今回の法改正でこの発動基準を明記する。
- ✓ 厚労省の試案にあったDBのキャッシュバランスプランの見直しや、集団運用型DCの導入は今後どのように扱われるのか。  
⇒ キャッシュバランスプランの見直しは、政省令・通達のレベルで並行して作業を進めたい。集団運用型DCは、専門委員会で出た意見も踏まえて法案には盛り込んでいない。DC関連でも移行時の積立基準の緩和など政省令・通達レベルで対応できる内容については並行して進めたい。
- ✓ 専門委員会の意見書で触れたように、公私年金の役割分担については早めに議論を始めていただきたい。また、代行割れ問題を二度と起こさないように、存続基金の基準等は国会審議の過程において緩くならないようにしていただきたい。
- ✓ 専門委員会の意見書では、移行期間を経て代行制度を廃止するという方向性でほぼ一致したにも関わらず、法案は一部基金が存続する内容となっており遺憾・残念である。
- ✓ 基金制度を残すことで、厚年本体がリスクに曝される状況が続く。また、行政コストについてどう考えているのか。それらを考慮すると、法案の内容は厚生年金基金制度に入っていない人の理解を得るのは難しいと考える。仮に、制度を残すのであれば、存続基金の財政状況等に関する徹底した情報公開をお願いしたい。
- ✓ 基金が存続できる基準は、上乘せ給付を行うという厚生年金基金制度の趣旨からして、上乘せ給付のための資産が保全されていることも求められるべきではないか。
- ✓ 中小企業の年金の行先のあり方等が、適正なガバナンスに基づき意思決定されるよう情報公開と指導をお願いしたい。
- ✓ 経験上、中小企業関係者は金融リテラシーに乏しいまま厚生年金基金に入った人も多いと思う。積立不足の責任を事業主に求めるという方向性を示すのは重いことだと思う。また、基金の他制度移行を進めるのであれば、中小企業関係者に金融リテラシーが持てるような仕組みを設けるなどの必要がある。そうでなければ、他制度移行した後も同じように不足が発生すると残念である。  
⇒ 基金の積立不足が生じた場合は事業主が負担するという法的な仕組みになっている。法案は、年金債務により事業主が倒産することがないように、様々な理屈のつく範囲内で補正等を行い、企業経営と積立不足に係る事業主責任が両立しうる案を目指したものである。

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

- ✓ 一部の基金を存続させる理由は何か。また、他制度移行についてどのような目算を持っているか。移行割合が小さければ加入者等の受益部分が減ることになるが、それは認識しておく必要があると思う。
  - ⇒ 健全な基金も他制度に移行しようとするならその方向で進めてもらい、事実上(代行制度を)縮小させていく。一方で、代行割れが二度と起きない基準をクリアする健全な基金まで強制的に解散させる場合、それに伴う訴訟リスク等のコストが考えられる。それらを比較考量し、最終的に政策判断として健全な基金まで強制的に解散させることはしないこととした。

- ✓ 「公私年金の役割分担については早めに議論を始めていただきたい。」という意見には同感。
- ✓ 「清算型解散」において、厚労大臣はどのような判断で解散を促すことになるのか。また、資料中、「退職金原資の再建」という記載があるが意味が良く理解できない。
  - ⇒ 毎年の決算で積立水準を検証し、基準に満たない基金については「清算型解散」の指定候補として挙げられることになる。代行割れ基金の解散に関連して、代行債務を払う前に加入員負担分等の上乗せ部分の給付に充てるために残余財産を先取りするという意見が言われることがあるが、公的年金としてそれは許容できない。ただ、事業主には退職金の支給義務等があり、退職金原資を再建するしかなく、税制メリットを得られるものとして簡易なDB等の企業年金スキームを活用することが考えられるという趣旨である。全ての事業主に当てはまるものではないが、本体への返済を長期ローンとし、余力があれば3階部分を再建することができるのではないかとということである。

- ✓ 基金の解散を進める前に移行先の制度の整備をまず固める必要があると考えるが、それが十分ではないのではないかと。受皿を整備することで基金の移行を進めて行けばよいのではないかと。
- ✓ そもそも、厚年本体の運用実績に連動するよう運用しておれば不足は生じないのではないかと。
  - ⇒ 受皿の整備としてDB・DCに工夫が必要であると認識している。また、厚年本体の運用実績に連動するよう運用すれば不足は生じないのは積立不足がない場合である。基金の運用が好調な時は厚年本体の運用も好調で、基金資産だけでなく代行債務も増加する。そのため、仮に、一旦積立不足が生じると逆レバレッジが効いてなかなか積立不足を解消できない。

- ✓ 法文は専門委員会の意見を踏まえたものとなるのか。
- ✓ 第三者委員会の権限や役割について法案ではどのように規定されるのか(どのような組織になるのか)。専門委員会の意見で述べられているように「厚生年金本体側のガバナンスが反映される」ような人選が行われるのか確認したい。
  - ⇒ 法文は専門委員会の意見を踏まえて作成する。第三者委員会は厚年本体の拠出者の意思・ガバナンスが効くような人選を行うよう考えている。また、第三者委員会では、法令で定められた客観的な「清算型解散」や「解散命令」に係る基準に照らし、個々の案件について判断していただくことになる。

以上